

十八条の三第二項又は第五十条の基準（同令第五十八条の規定に基づく告示によりこれらの基準が適用されないこととされている自動車にあつては、これらの基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）のうち、国土交通大臣が指定する基準に適合するものであることを証する書面を提出しなければならない。

又は第五十条の基準（同令第五十八条の規定に基づく告示によりこれらの基準が適用されないこととされている自動車にあつては、これらの基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）のうち、国土交通大臣が指定する基準に適合するものであることを証する書面を提出しなければならない。

第三條 装置型式指定規則の一部改正
 （装置型式指定規則の一部改正）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

改正後		改正前	
<p>（特定装置の種類） 第二条 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 一〜四十の五（略） 四十の六 法第四十一条第十四号の警報装置のうち側方衝突警報装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるものに備えるものに限る。） 四十一〜四十六（略）</p>		<p>（特定装置の種類） 第二条 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 一〜四十の五（略） （新設） 四十一〜四十六（略）</p>	
<p>第五条 法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に同じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。</p>		<p>第五条 法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に同じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。</p>	
特定装置の種類	規則番号	特定装置の種類	規則番号
一〜五の八（略）	（略）	一〜五の八（略）	（略）
五の九 第二条第五号の九の燃料制御保護装置	第百十号第四改訂版	五の九 第二条第五号の九の燃料制御保護装置	第百十号第三改訂版
五の十 第二条第五号の十の燃料タンク取付装置	（略）	五の十 第二条第五号の十の燃料タンク取付装置	訂版
五の十一・五の十二（略）	（略）	五の十一・五の十二（略）	（略）
五の十三 第二条第五号の十三の電波障害防止装置	第十号第六改訂版	五の十三 第二条第五号の十三の電波障害防止装置	第十号第五改訂版
五の十四〜十五の三（略）	（略）	五の十四〜十五の三（略）	（略）
十五の四 第二条第十九号の前照灯	第百四十九号	十五の四 第二条第十九号の前照灯	第九十八号改訂版 第百十二号改訂版